

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改訂理由		
1	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編			
1	1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則			
1	1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則			
1	1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義			
2	1	1	1	2	19	1	19	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。	1	1	1	2	19	1	19	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。	押印等の見直しに伴う規定の変更。		
2	1	1	1	2	22	1	22	書面とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものと及び新潟県CALSシステム上で決裁処理された電磁的記録を有効とする。	1	1	1	2	22	1	22	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、新潟県CALSシステム上で決裁処理された電磁的記録を有効とする。ただし、やむを得ず、新潟県CALSシステムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	押印等の見直しに伴う規定の変更。		
3	1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	設計図書の照査等			
3	1	1	1	3	1	1	1	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えなければならない。	1	1	1	3	1	1	1	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えなければならない。	測量・設計・調査業務標準仕様書と表現を統一。		
5	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事用地等の使用	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事用地等の使用			
5	1	1	1	9	2	1	2	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	1	1	1	9	2	1	2	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	構造物掘削等に伴う借地には、発注者の負担により借地する範囲もあることから規定に追記。		
6	1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	施工体制台帳及び施工体系図	1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	施工体制台帳及び施工体系図			
6	1	1	1	12	1	1	1	1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成するものとし、下請負人の商号または名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を工事現場に備えとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	12	1	1	1	1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、下請負人の商号または名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を工事現場に備えとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。	施工体制台帳の作成等についての改正にとまう		
6	1	1	1	12	3	1	3	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。なお、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）	1	1	1	12	3	1	3	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）	監理技術者補佐制度の施行開始にとまう		
7	1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	工事の一時中止	1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	工事の一時中止			
7	1	1	1	16	3	1	3	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	1	1	1	16	3	1	3	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について(H28.3.14)及び本省版ガイドラインでは、「発注者に提出し協議する」と記載		
9	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	建設副産物	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	建設副産物			
9	1	1	1	21	6	1	6	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	1	1	1	21	6	1	6	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。	実施書は「発注者に提出」と記載されているが、他項は「監督職員に提出」と記載されている		
12	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	施工管理	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	施工管理			

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)											
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	改訂理由		
12										1	1	1	30	8	1	8			受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(国土交通省 大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日)に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。(出典先確認すること)		
12	1	1	1	33	0	1	1-1-1-33			1	1	1	33	0	1	1-1-1-33			工事中の安全確保		
12	1	1	1	33	1	1				1	1	1	33	1	1	1			受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示、令和元年9月2日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示、令和元年9月2日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定にともなう
13										1	1	1	33	2	1	2			受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省 告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。	新規追加	
13	1	1	1	33	2	1				1	1	1	33	3	1	3			受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	軽微な修正(番号)
13	1	1	1	33	3	1				1	1	1	33	4	1	4			受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。	軽微な修正(番号)
13	1	1	1	33	4	1				1	1	1	33	5	1	5			受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。	軽微な修正(番号)
13										1	1	1	33	6	1	6			受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。	新規追加	
13	1	1	1	33	5	1				1	1	1	33	7	1	7			受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。	受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。	軽微な修正(番号)
13	1	1	1	33	6	1				1	1	1	33	8	1	8			受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、板囲、ロープ、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、板囲、ロープ、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	軽微な修正(番号)
13	1	1	1	33	7	1				1	1	1	33	9	1	9			受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	軽微な修正(番号)
13	1	1	1	33	8	1				1	1	1	33	10	1	10			受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を施工計画書に記載するとともに実施し、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を施工計画書に記載するとともに実施し、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする	軽微な修正(番号)
13	1	1	1	33	9	1				1	1	1	33	11	1	11			受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練を実施しなければならない。 なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練を実施しなければならない。 なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。	複数回に分けて実施できる規定の追記。
13	1	1	1	33	10	1				1	1	1	33	12	1	12			受注者は、安全の確保に必要な責任者や安全活動の方針、工事の内容に応じた安全教育及び安全教育訓練等の具体的な計画等を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	受注者は、安全の確保に必要な責任者や安全活動の方針、工事の内容に応じた安全教育及び安全教育訓練等の具体的な計画等を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	軽微な修正(番号)

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改訂理由		
18	1	1	1	39	4	1	4	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正 内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	39	5	1	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正（修正）		
19	1	1	1	39	5	1	5	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	1	1	1	39	6	1	6	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	6	1	6	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	1	1	1	39	7	1	7	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	軽微な修正（番号）		
19									1	1	1	39	8	1	8	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	新規追加		
19	1	1	1	39	7	1	7	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	1	1	1	39	9	1	9	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	8	1	8	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	1	1	1	39	10	1	10	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	9	1	9	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	1	1	1	39	11	1	11	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	10	1	10	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	1	1	1	39	12	1	12	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	11	1	11	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。	1	1	1	39	13	1	13	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	12	1	12	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	39	14	1	14	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	軽微な修正（番号）		
20	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	諸法令の遵守	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	諸法令の遵守	軽微な修正（番号）		
20	1	1	1	41	1	6	(4)	労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	41	1	6	(4)	労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）	諸基準類の改定に伴う修正		
20	1	1	1	41	1	10	(8)	雇用保険法（令和2年3月改正 法律第14号）	1	1	1	41	1	10	(8)	雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）	諸基準類の改定に伴う修正		
20	1	1	1	41	1	12	(10)	健康保険法（令和2年3月改正 法律第8号）	1	1	1	41	1	12	(10)	健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸基準類の改定に伴う修正		
21	1	1	1	41	1	16	(14)	道路法（令和2年5月改正 法律第31号）	1	1	1	41	1	16	(14)	道路法（令和3年3月改正 法律第9号）	諸基準類の改定に伴う修正		
21	1	1	1	41	1	17	(15)	道路交通法（令和2年6月改正 法律第42号）	1	1	1	41	1	17	(15)	道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸基準類の改定に伴う修正		
21	1	1	1	41	1	18	(16)	道路運送法（平成元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	41	1	18	(16)	道路運送法（平成2年6月改正 法律第36号）	諸基準類の改定に伴う修正		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
40	1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート		1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート		
40	1	3	5	2	0	1	1-3-5-2	材料の貯蔵		1	3	5	2	0	1	1-3-5-2	材料の貯蔵		
40	1	3	5	2	3	1	3	受注者は、 ゴミ 、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。		1	3	5	2	3	1	3	受注者は、 ごみ 、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。		
40	1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ		1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ		
40	1	3	5	4	2	1	2. 材料の計量			1	3	5	4	2	1	2. 材料の計量			
41	1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。		1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサー ー を使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	JIS名称変更 (ミキサー)	
41	1	3	5	4	2	7		その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。		1	3	5	4	2	7		その計量値の許容差は、ミキサー ー の容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。		
41	1	3	5	4	2	8		なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などにに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。		1	3	5	4	2	8		なお、受注者は、ミキサー ー の種類、練混ぜ時間などにに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。		
42	1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、 一練り分ずつ重量 で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。		1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、 一バッチ分ずつ質量 で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、 表1-3-2に示した許容差内である場合には 、容積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう	
42	1	3	5	4	2	12		なお、 一練り の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。		1	3	5	4	2	12		なお、 一バッチ の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。		
42	1	3	5	4	3	1	3. 練混ぜ			1	3	5	4	3	1	3. 練混ぜ			
42	1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。		1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサー ー または連続ミキサー ー を使用するものとする。	JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。		1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサー ー の練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサー ー の練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。		1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー ー 第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー ー 第2部：練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサー ー を使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	5	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。 やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。		1	3	5	4	3	5	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。 やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサー ー を用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサー ー を用いる場合1分とするものとする。	JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	8	(6)	受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。		1	3	5	4	3	8	(6)	受注者は、ミキサー ー 内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー ー 内に新たに材料を投入してはならない。	JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	9	(7)	受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。		1	3	5	4	3	9	(7)	受注者は、使用の前後にミキサー ー を清掃しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	10	(8)	ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。		1	3	5	4	3	10	(8)	ミキサー ー は、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	11	(9)	受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。 なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。		1	3	5	4	3	11	(9)	受注者は、連続ミキサー ー を用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。 なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー ー 部の容積以上とする。	JIS名称変更 (ミキサー)	
46	1	3	7	0	0	1	鉄筋工			1	3	7	0	0	1	鉄筋工			
48	1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	組立て		1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	組立て		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)											新条文 (令和3年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
55	1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造	1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造					
55	1	3	13	3	4	1	4. 練混ぜ		1	3	13	3	4	1	4. 練混ぜ						
55	1	3	13	3	4	3	(2)	受注者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	1	3	13	3	4	3	(2)	受注者は、強制練りバッチミキサ ー を用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	JIS名称変更 (ミキサー)				
55	1	3	13	3	4	10	(5)	受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。	1	3	13	3	4	10	(5)	受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサ ー にモルタルを付着させなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)				
56	1	3	13	3	5	1	5. ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理		1	3	13	3	5	1	5. ミキサ ー 、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理		JIS名称変更 (ミキサー)				
56	1	3	13	3	5	2	(1)	受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	1	3	13	3	5	2	(1)	受注者は、ミキサ ー 及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)				
56	1	3	14	0	0	1	第14節	プレパックドコンクリート	1	3	14	0	0	1	第14節	プレパックドコンクリート					
57	1	3	14	2	0	1	1-3-14-2	施工機器	1	3	14	2	0	1	1-3-14-2	施工機器					
57	1	3	14	2	1	1	1. 施工機械		1	3	14	2	1	1	1. 施工機械						
57	1	3	14	2	1	2	(1)	受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。	1	3	14	2	1	2	(1)	受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサ ー を使用しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)				
57	1	3	14	3	0	1	1-3-14-3	施工	1	3	14	3	0	1	1-3-14-3	施工					
57	1	3	14	3	5	1	5. 練混ぜ		1	3	14	3	5	1	5. 練混ぜ						
57	1	3	14	3	5	2	(1)	受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	2	(1)	受注者は、練混ぜをモルタルミキサ ー で行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)				
57	1	3	14	3	5	4	(3)	受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	4	(3)	受注者は、モルタルミキサ ー 1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)				
59	2	0	0	0	0	1	第2編	材 料 編	2	0	0	0	0	1	第2編	材 料 編					
62	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料					
80	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	1	0	1	第8節	瀝青材料					
82	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤					
82	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正 政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正 政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改正にともなう				
84	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線					
85	2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識	2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識					
85	2	2	12	1	0	25	(4)	反射シート	2	2	12	1	0	25	(4)	反射シート					

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)							新条文 (令和3年版)							改訂理由									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編		章	節	条	項	項以下				
85	2	2	12	1	0	29		2	2	12	1	0	29							諸基準類の改定に伴う修正 (図表)			
85							封入レンズ型	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青									
								12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0									
									30°	30	22	6.0	3.5	1.7									
									40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5									
								20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0									
									30°	24	16	4.0	3.0	1.0									
									40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4									
								2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2									
									30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1									
									40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06									
86	2	2	12	1	0	30			2	2	12	1	0	30								諸基準類の改定に伴う修正 (図表)	
86							カプセルレンズ型	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青									
								12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20									
									30°	150	100	25	25	11									
									40°	110	70	16	16	8.0									
								20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14									
									30°	100	57	14	11	7.0									
									40°	95	54	13	11	7.0									
								2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2									
									30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1									
									40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06									

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)											新条文 (令和3年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
88	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編					
88	3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工	3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工					
88	3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
88	3	1	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	3	1	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)	諸法令の改正にともなう				
88	3	1	2	0	0	18		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	3	1	2	0	0	18		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)	諸法令の改正にともなう				
89	3	1	2	0	0	35		国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)	3	1	2	0	0	35		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)	諸法令の改正にともなう				
89	3	1	2	0	0	41		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)	3	1	2	0	0	41		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)	諸法令の改正にともなう				
89	3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種	3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種					
92	3	1	3	4	0	1	3-1-3-4	矢板工	3	1	3	4	0	1	3-1-3-4	矢板工					
93	3	1	3	4	14	1	14	受注者は、落錐によりコンクリート矢板を打込む場合、落錐の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	3	1	3	4	14	1	14	受注者は、落錐によりコンクリート矢板を打込む場合、落錐の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	諸法令の改正にともなう				
93	3	1	3	6	0	1	3-1-3-6	小型標識工	3	1	3	6	0	1	3-1-3-6	小型標識工					
93	3	1	3	6	1	1	1	受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。	3	1	3	6	1	1	1	受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。	諸法令の改正にともなう				
93	3	1	3	6	2	1	2	受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	3	1	3	6	2	1	2	受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	諸法令の改正にともなう				
94	3	1	3	6	12	1	12	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	3	1	3	6	12	1	12	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	諸法令の改正にともなう				
119	3	1	4	0	0	1	第4節	基礎工	3	1	4	0	0	1	第4節	基礎工					
120	3	1	4	4	0	1	3-1-4-4	既製杭工	3	1	4	4	0	1	3-1-4-4	既製杭工					
122	3	1	4	4	21	3	(2)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	3	1	4	4	21	3	(2)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による				
123	3	1	4	5	0	1	3-1-4-5	場所打杭工	3	1	4	5	0	1	3-1-4-5	場所打杭工					
124	3	1	4	5	9	1		受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500~700mmの間隔で設置するものとする。	3	1	4	5	9	1		受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500~700mmの間隔で設置するものとする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。(スペーサ)				
128	3	1	4	9	0	1	3-1-4-9	鋼管矢板基礎工	3	1	4	9	0	1	3-1-4-9	鋼管矢板基礎工					
128	3	1	4	9	11	3	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	3	1	4	9	11	3	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による				
133	3	1	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	1	6	0	0	1	第6節	一般舗装工					
134	3	1	6	3	0	1	3-1-6-3	アスファルト舗装の材料	3	1	6	3	0	1	3-1-6-3	アスファルト舗装の材料					
140	3	1	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-1-23、3-1-24の規格に適合するものとする。	3	1	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-1-23、表3-1-24の規格に適合するものとする。					

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)											新条文 (令和3年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
140	3	1	6	3	21	1	21	表3-1-23、3-1-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	1	6	3	21	1	21	表3-1-23、 表3-1-24 に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。					
142	3	1	6	7	0	1	3-1-6-7	アスファルト舗装工	3	1	6	7	0	1	3-1-6-7	アスファルト舗装工					
145	3	1	6	7	4	8	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	3	1	6	7	4	8	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時 (出荷時) の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。 (H22.17アスファルト舗装工事共通仕様書 P118, 119)				
152	3	1	6	11	0	1	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工	3	1	6	11	0	1	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工					
155	3	1	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	3	1	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	諸法令の改正にともなう				
157	3	1	6	12	0	1	3-1-6-12	コンクリート舗装工	3	1	6	12	0	1	3-1-6-12	コンクリート舗装工					
160	3	1	6	12	4	11	(8)	受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。 なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	3	1	6	12	4	11	(8)	受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。 なお、 ミキサ での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	JIS名称変更 (ミキサー)				
160	3	1	6	12	4	19	(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ、モーターグレーダ等を選定しなければならない。	3	1	6	12	4	19	(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ、 モーターグレーダ 等を選定しなければならない。					
162	3	1	6	12	8	2	(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。	3	1	6	12	8	2	(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサ または可傾式ミキサ を使用しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)				
165	3	1	6	12	13	10	(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。	3	1	6	12	13	10	(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサ として、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサ を使用しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)				
168	3	1	6	18	0	1	3-1-6-18	アスファルト舗装補修工	3	1	6	18	0	1	3-1-6-18	アスファルト舗装補修工					
168	3	1	6	18	12	1	12	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中の ゴミ 、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	3	1	6	18	12	1	12	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中の ゴミ 、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。					
173	3	1	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	3	1	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工					
173	3	1	9	3	0	1	3-1-9-3	構造物取壊し工	3	1	9	3	0	1	3-1-9-3	構造物取壊し工					
173	3	1	9	3	6	1	6	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 ゴミ を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	3	1	9	3	6	1	6	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 ゴミ を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。					
174	3	1	9	9	0	1	3-1-9-9	かご撤去工	3	1	9	9	0	1	3-1-9-9	かご撤去工					
174	3	1	9	9	1	1	1	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 ゴミ を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	3	1	9	9	1	1	1	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 ゴミ を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。					
176	3	1	10	0	0	1	第10節	仮設工	3	1	10	0	0	1	第10節	仮設工					
181	3	1	10	15	0	1	3-1-10-15	コンクリート製造設備工	3	1	10	15	0	1	3-1-10-15	コンクリート製造設備工					
181	3	1	10	15	2	1	2	受注者は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキサを用いなければならない。	3	1	10	15	2	1	2	受注者は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキサ を用いなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)				
181	3	1	10	16	0	1	3-1-10-16	トンネル仮設備工	3	1	10	16	0	1	3-1-10-16	トンネル仮設備工					

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)											新条文 (令和3年版)												
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	新条文	改訂理由		
181	3	1	10	16	10	1	10			受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	3	1	10	16	10	1	10					受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m3を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	諸法令の改正にともなう
183	3	1	12	0	0	1	第12節			工場製作工 (共通)	3	1	12	0	0	1	第12節			工場製作工 (共通)			
183	3	1	12	2	0	1	3-1-12-2			材料	3	1	12	2	0	1	3-1-12-2			材料			
186	3	1	12	2	7	7	(5)			受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	3	1	12	2	7	7	(5)			受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	鋼道路橋防食便覧H26.3に基づき有効期限を超えた際の扱いについて追記。		
206	3	1	14	0	0	1	第14節			法面工 (共通)	3	1	14	0	0	1	第14節			法面工 (共通)			
210	3	1	14	5	0	1	3-1-14-5			法面施肥工	3	1	14	5	0	1	3-1-14-5			法面施肥工			
210	3	1	14	5	3	1	3			受注者は、施肥の施工に支障となる ゴミ 等を撤去した後、施工しなければならない。	3	1	14	5	3	1	3			受注者は、施肥の施工に支障となる ごみ 等を撤去した後、施工しなければならない。			
214	3	1	17	0	0	1	第17節			植栽維持工	3	1	17	0	0	1	第17節			植栽維持工			
214	3	1	17	2	0	1	3-1-17-2			材 料	3	1	17	2	0	1	3-1-17-2			材 料			
214	3	1	17	2	1	2	1			なお、薬剤については「農薬取締法」(平成30年6月改正 法律第53号)に基づくものでなければならない。	3	1	17	2	1	2	1			なお、薬剤については「農薬取締法」(令和元年12月改正 法律第62号)に基づくものでなければならない。	諸法令の改正にともなう		
214	3	1	17	3	0	1	3-1-17-3			樹木・芝生管理工	3	1	17	3	0	1	3-1-17-3			樹木・芝生管理工			
215	3	1	17	3	2	1	2			受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。	3	1	17	3	2	1	2			受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。	「基発0131第1号 令和2年1月31日」付の改定にともなう		
215	3	1	17	3	4	1	4			受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	3	1	17	3	4	1	4			受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(抜根)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。		
215	3	1	17	3	15	1	15			受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	3	1	17	3	15	1	15			受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。			
216	3	1	17	3	16	1	16			受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。	3	1	17	3	16	1	16			受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。			
216	3	1	17	3	19	1	19			受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去及び除草を行わなければならない。	3	1	17	3	19	1	19			受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。			
217	3	1	18	0	0	1	第18節			床版工	3	1	18	0	0	1	第18節			床版工			
217	3	1	18	2	0	1	3-1-18-2			床版工	3	1	18	2	0	1	3-1-18-2			床版工			
217	3	1	18	2	1	5	(4)			受注者は、スパーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスパーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スパーサは、1m2あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	3	1	18	2	1	5	(4)			受注者は、スパーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスパーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スパーサは、1m2あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。(スパーサ)		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文		改訂理由
219	4	0	0	0	0	1	第4編	河川編		4	0	0	0	0	1	第4編	河川編		
219	4	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸		4	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸		
227	4	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路施設工		4	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路施設工		
227	4	1	12	2	0	1	4-1-12-2	境界工		4	1	12	2	0	1	4-1-12-2	境界工		
228	4	1	12	2	3	1	3	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「新潟県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。		4	1	12	2	3	1	3	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「新潟県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉸）の設置実態に合わせた規定の変更。	
228	4	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工		4	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工		
228	4	1	13	3	0	1	4-1-13-3	配管工		4	1	13	3	0	1	4-1-13-3	配管工		
228	4	1	13	3	2	1	2	受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。		4	1	13	3	2	1	2	受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）	
232	4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管		4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管		
232	4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
232	4	3	2	0	0	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月）		4	3	2	0	0	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月）	諸基準類の改定にともなう	
232	4	3	2	0	0	8		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）		4	3	2	0	0	8		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	諸基準類の改定にともなう	
237	4	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工		4	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工		
237	4	3	8	4	0	1	4-3-8-4	境界工		4	3	8	4	0	1	4-3-8-4	境界工		
237	4	3	8	4	3	1	3	受注者は、杭（鉸）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「新潟県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。		4	3	8	4	3	1	3	受注者は、杭（鉸）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「新潟県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉸）の設置実態に合わせた規定の変更	
238	4	4	0	0	0	1	第4章	水門		4	4	0	0	0	1	第4章	水門		
238	4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
238	4	4	2	0	0	12		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）		4	4	2	0	0	12		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	諸基準類の改定にともなう	
238	4	4	2	0	0	14		日本道路協会 道路橋支便覧（平成30年12月）		4	4	2	0	0	14		日本道路協会 道路橋支便覧（平成31年2月）		
249	4	5	0	0	0	1	第5章	堰		4	5	0	0	0	1	第5章	堰		
249	4	5	1	0	0	1	第1節	適用		4	5	1	0	0	1	第1節	適用		
249	4	5	1	0	5	1	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和元年7月）の規定による。		4	5	1	0	5	1	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。	諸基準類の改定にともなう	
249	4	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		4	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
249	4	5	2	0	0	11		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）		4	5	2	0	0	11		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう	
260	4	6	0	0	0	1	第6章	排水機場		4	6	0	0	0	1	第6章	排水機場		
260	4	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		4	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
260	4	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）		4	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月）	諸基準類の改定にともなう	
269	4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持		4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持		
270	4	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工		4	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工		
270	4	8	5	2	0	1	4-8-5-2	芝養生工		4	8	5	2	0	1	4-8-5-2	芝養生工		
270	4	8	5	2	1	1	1	受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。		4	8	5	2	1	1	1	受注者は、抜き取り（ 抜根 ）した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	施工実態を踏まえた規定の追加。	
270	4	8	5	2	3	1	3	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。		4	8	5	2	3	1	3	受注者は、人力により雑草の抜き取り（ 抜根 ）を施工しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。	
270	4	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工		4	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工		
271	4	8	6	4	0	1	4-8-6-4	ボーリンググラウト工		4	8	6	4	0	1	4-8-6-4	ボーリンググラウト工		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)											新条文 (令和3年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
271	4	8	6	4	13	1	13	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければなら	4	8	6	4	13	1	13	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければなら	誤植				
275	4	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	4	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕					
275	4	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
275	4	9	2	0	0	7		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (平成27年2月)	4	9	2	0	0	7		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (令和2年1月)	諸基準類の改定にともなう				
279	5	0	0	0	0	1	第5編	海岸編	5	0	0	0	0	1	第5編	海岸編					
279	5	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	5	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸					
287	5	1	12	0	0	1	第13節	付属物設置工	5	1	12	0	0	1	第13節	付属物設置工					
287	5	1	13	4	0	1	5-1-13-4	境界工	5	1	13	4	0	1	5-1-13-4	境界工					
287	5	1	13	4	3	1	3	受注者は、杭 (鉋) の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「新潟県」が内側 (官地側) になるようにしなければならない。	5	1	13	4	3	1	3	受注者は、杭 (鉋) の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「新潟県」が内側 (官地側) になるようにしなければならない。	境界杭の (鉋) の設置実態に合わせた規定の変更。				
289	5	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬	5	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬					
289	5	2	4	0	0	1	第4節	突堤基礎工	5	2	4	0	0	1	第4節	突堤基礎工					
290	5	2	4	5	0	1	5-2-4-5	吸出し防止工	5	2	4	5	0	1	5-2-4-5	吸出し防止工					
290	5	2	4	5	1	1	1	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	5	2	4	5	1	1	1	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろ縄等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。					
300	6	0	0	0	0	1	第6編	砂防編	6	0	0	0	0	1	第6編	砂防編					
300	6	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	6	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤					
300	6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
300	6	1	2	0	0	9		砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧 (平成28年版)	6	1	2	0	0	9		砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧 (平成28年9月)					
302	6	1	8	0	0	1	第8節	コンクリート堰堤工	6	1	8	0	0	1	第8節	コンクリート堰堤工					
303	6	1	8	4	0	1	6-1-8-4	コンクリート堰堤本体工	6	1	8	4	0	1	6-1-8-4	コンクリート堰堤本体工					
303									6	1	8	4	12	1		受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」(砂防・地すべり技術センター、平成28年9月)、現位置攪拌混合固化工法 (ISM工法) 設計・施工マニュアル第1回改訂版 (先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月) の規定による。	条文の追加				
303									6	1	8	4	12	2		なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	条文の追加				
303	6	1	8	4	12	1		受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。	6	1	8	4	13	1		受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
305	6	1	11	0	0	1	第11節	砂防堰堤付属物設置工	6	1	11	0	0	1	第11節	砂防堰堤付属物設置工					
306	6	1	11	4	0	1	6-1-11-4	境界工	6	1	11	4	0	1	6-1-11-4	境界工					
306	6	1	11	4	3	1	3	受注者は、杭 (鉋) の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「新潟県」が内側 (官地側) になるようにしなければならない。	6	1	11	4	3	1	3	受注者は、杭 (鉋) の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「新潟県」が内側 (官地側) になるようにしなければならない。	境界杭の (鉋) の設置実態に合わせた規定の変更。				
324	7	0	0	0	0	1	第7編	ダム編	7	0	0	0	0	1	第7編	ダム編					
324	7	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	7	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム					
325	7	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	7	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工					
326	7	1	4	6	0	1	7-1-4-6	練りませ	7	1	4	6	0	1	7-1-4-6	練りませ					

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由		
357	8	2	9	0	0	1	第9節	標識工	8	2	9	0	0	1	第9節	標識工			
357	8	2	9	1	0	1	8-2-9-1	一般事項	8	2	9	1	0	1	8-2-9-1	一般事項			
357	8	2	9	1	3	1	3.	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	9	1	3	1	3.	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
357	8	2	9	2	0	1	8-2-9-2	材 料	8	2	9	2	0	1	8-2-9-2	材 料			
358	8	2	9	2	6	1	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	9	2	6	1	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
358	8	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	8	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工			
359	8	2	11	3	0	1	8-2-11-3	道路植栽工	8	2	11	3	0	1	8-2-11-3	道路植栽工			
360	8	2	11	3	10	1	10	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	8	2	11	3	10	1	10	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。			
360	8	2	11	3	13	1	13	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	8	2	11	3	13	1	13	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゅろ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。			
360	8	2	11	3	14	1	14	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束する。	8	2	11	3	14	1	14	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束する。			
360	8	2	11	3	16	1	16	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	8	2	11	3	16	1	16	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。			
361	8	2	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工	8	2	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工			
361	8	2	12	3	0	1	8-2-12-3	境界工	8	2	12	3	0	1	8-2-12-3	境界工			
361	8	2	12	3	1	1	1	受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。	8	2	12	3	1	1	1	受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字(県)が内側(官地側)になるようにしなければならない。	境界杭の(鋸)の設置実態に合わせた規定の変更。		
363	8	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	8	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部			
363	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
363	8	3	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	8	3	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう		
363	8	3	2	0	0	12		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	8	3	2	0	0	12		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう		
363	8	3	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)	8	3	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう		
367	8	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	8	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工			
367	8	3	8	9	0	1	8-3-8-9	橋脚フーチング工	8	3	8	9	0	1	8-3-8-9	橋脚フーチング工			
367	8	3	8	9	4	1	4.	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧 III現場施工編 第3章 架設」(日本道路協会、平成27年3月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打込みが終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	8	3	8	9	4	1	4.	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧 III現場施工編 第3章 架設」(日本道路協会、令和2年9月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打込みが終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	諸基準類の改定にともなう		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文		改訂理由
371	8	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部		8	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部		
371	8	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
371	8	4	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)		8	4	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定にともなう
371	8	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工		8	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工		
371	8	4	3	1	0	1	8-4-3-1	一般事項		8	4	3	1	0	1	8-4-3-1	一般事項		
372	8	4	3	1	2	1 2		受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。		8	4	3	1	2	1 2		受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。		解釈の追記。
377	8	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部		8	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部		
377	8	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
377	8	5	2	0	0	9		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)		8	5	2	0	0	9		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正
377	8	5	2	0	0	10		日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)		8	5	2	0	0	10		日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正
389	8	6	0	0	0	1	第6章	トンネル (NATM)		8	6	0	0	0	1	第6章	トンネル (NATM)		
389	8	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
390	8	6	2	0	0	18		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)		8	6	2	0	0	18		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)		諸基準類の改定に伴う修正
398	8	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド		8	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド		
398	8	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
398	8	7	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)		8	7	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正
398	8	7	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)		8	7	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正
398	8	7	2	0	0	15		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)		8	7	2	0	0	15		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正
402	8	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド		8	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド		
402	8	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
402	8	8	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)		8	8	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正
402	8	8	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)		8	8	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正
402	8	8	2	0	0	15		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)		8	8	2	0	0	15		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正
406	8	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道		8	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道		
406	8	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
406	8	9	2	0	0	5		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)		8	9	2	0	0	5		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正
412	8	11	0	0	0	1	第11章	共同溝		8	11	0	0	0	1	第11章	共同溝		
412	8	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
412	8	11	2	0	0	5		道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領 (案) (平成6年3月)		8	11	2	0	0	5				発行元が存在しないため、削除。
415	8	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝		8	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝		
415	8	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
415	8	12	2	0	0	4		道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)		8	12	2	0	0	4				発行元が存在しないため、削除。
418	8	13	0	0	0	1	第13章	道路維持		8	13	0	0	0	1	第13章	道路維持		
418	8	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
418	8	13	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (本体工編) (平成27年6月)		8	13	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (本体工編) (令和2年8月)		諸基準類の改定に伴う修正
424	8	13	7	0	0	1	第7節	標識工		8	13	7	0	0	1	第7節	標識工		
424	8	13	7	2	0	1	8-13-7-2	材 料		8	13	7	2	0	1	8-13-7-2	材 料		
424	8	13	7	2	6	1 6		受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		8	13	7	2	6	1 6		受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		諸基準類の改定に伴う修正

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由		
436	8	14	0	0	0	1	第14章	道路修繕	8	14	0	0	0	1	第14章	道路修繕			
439	8	14	9	0	0	1	第9節	標識工	8	14	9	0	0	1	第9節	標識工			
440	8	14	9	2	0	1	8-14-9-2	材 料	8	14	9	2	0	1	8-14-9-2	材 料			
440	8	14	9	2	6	1 6		受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	14	9	2	6	1 6		受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
455	9	0	0	0	0	1	第9編	公 園 編	9	0	0	0	0	1	第9編	公 園 編			
455	9	1	0	0	0	1	第1章	植栽	9	1	0	0	0	1	第1章	植栽			
455	9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
455	9	1	2	0	0	4		国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和2年5月)	9	1	2	0	0	4		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和3年7月)	諸基準類の改訂に伴う修正		
459	9	2	0	0	0	1	第2章	施設整備	9	2	0	0	0	1	第2章	施設整備			
459	9	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	9	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
459	9	2	2	0	0	4		国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和2年5月)	9	2	2	0	0	4		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和3年7月)	諸基準類の改訂に伴う修正		